

幼稚園の預かり保育を利用する子供たち

【対象者・利用料】

- 無償化の対象となるためには、「**保育の必要性の認定**」を受ける必要があります。

(注) 原則、通われている幼稚園を経由しての申請となります。「保育の必要性の認定」の要件については、保護者のいずれもが就労等の理由で保育を必要とする場合（認可保育所の利用と同等）になります。

- 幼稚園の利用に加え、**利用日数に応じて、最大月額1.13万円までの範囲で預かり保育の利用料が無償化**されます。

認可外保育施設等を利用する子供たち

【対象者・利用料】

- 無償化の対象となるためには、事前に「**保育の必要性の認定**」を受ける必要があります。

(注1) 保育所、認定こども園等を利用できていない方が対象となります。

(注2) 「保育の必要性の認定」の要件については、保護者のいずれもが就労等の理由で保育を必要とする場合（認可保育所の利用と同等）になります。

- **3歳から5歳までの子供たちは月額3.7万円まで、0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供たちは月4.2万円までの利用料が無償化**されます。

【対象となる施設・事業】

- **認可外保育施設に加え、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業**を対象とします。

(注1) 認可外保育施設とは、一般的な認可外保育施設、地方自治体独自の認証保育施設、ベビーシッター、認可外の事業所内保育等を指します。

(注2) 無償化の対象となる認可外保育施設は、都道府県等に届出を行い、国が定める基準を満たしていることが必要です。ただし、基準を満たしていない場合でも無償化の対象となる5年間の猶予期間があります。

- **就学前の障害児の発達支援を利用する子供たちについても、3歳から5歳までの利用料が無償化**されます。

問い合わせ先：子育て健康課 TEL 377-5652